

事務連絡
令和2年3月3日

指定居宅介護支援事業者
指定介護予防支援事業者 各位

西宮市法人指導課
西宮市介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の取り扱いについて

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬等の取り扱いについては、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第3報）」（令和2年2月28日付厚生労働省老健局総務課ほか連名事務連絡）等により示されているところですが、居宅介護支援業務について本市においては次の通りとします。

記

1. モニタリングの実施について

感染拡大防止の観点から、利用者の意向を確認し、確認の結果を記録した上で、居宅での面接に代えて、電話等の手段によりモニタリングを実施することも可能とします。なお、この場合は居宅介護支援費の減額を行わないことを可能とします。

2. サービス担当者会議の開催について

感染拡大防止の観点から、利用者の意向を確認し、確認の結果を記録した上で、居宅での開催に代えて、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることも可能とします。なお、この場合は居宅介護支援費の減額を行わないことを可能とします。

3. 期間

今般の取り扱いは、令和2年3月末までとしますが、必要に応じて、追ってご連絡をする場合があります。

以上

【問い合わせ先】

西宮市 法人指導課
電話：0798-35-3082
西宮市 介護保険課
電話：0798-35-3048